令和７年第１回　安芸太田町農業委員会総会　議事録（第１号）

招　集　年　月　日	令和７年１月 29 日（水）		
招　集　の　場　所	本庁　大集会室		
開閉会日時及び宣　　告	開会	令和７年１月 29 日　14 時 00 分	議長　河本　穂津雄
	閉会	令和７年１月 29 日　15 時 00 分	
応（不応）招委員及び出席並びに欠席委員 出　席　10　名 欠　席　０　名 凡　例 ○　出席を示す △　欠席を示す ×　不応招を示す △㊞ 公務欠席を示す	議席番号	氏　　名	出席等の別
	1	河野　幸枝	○
	2	佐藤　潤	○
	3	沖　貴雄	○
	4	宮本　千春	○
	5	藤井　里枝	○
	6	斎藤　文彦	○
	7	武本　宮紀	○
	8	影井　伊久美	○
	9	笠井　清孝	○
	10	河本　穂津雄	○
議事録署名委員	６番	斎藤　文彦	
	７番	武本　宮紀	

会議に付した事案

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第６号	農地法第４条の規定による許可申請について
議案第７号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第８号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第９号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第 10 号	安芸太田農業振興地域整備計画の変更について
議案第 11 号	安芸太田町独自小規模出荷農業者認定の意見聴取について

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員10名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和7年第1回安芸太田町農業委員会総会を開会します。（14：00）
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 （全員異議なし）
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に6番委員と7番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、田原和朗氏と西山はるか氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第1号から議案第11号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	（提案説明）
議長	それでは、議案第1号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号の説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は1,038㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は2,315㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字上筒賀、字居領田、地番が867番1、867番2、885番、地目が畑と田、面積が431㎡のうち183分の60、237㎡のうち183分の60、284㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて1番委員より説明をお願いします。
1番委員	はい、議案第1号の説明をします。議案書の1ページをご覧ください。図面は2、3ページです。1月26日に譲受人の[redacted]さんと現地確認をしました結果について事案説明いたします。申請地は安芸太田町役場筒賀支所から南へ約1㎞進んだ場所に位置しております。譲渡人の[redacted]さんは遠方に居住しており、管理困難なため、譲受人の[redacted]さんに所有権を移転する案件です。譲受人の[redacted]さんは、3ページの図面の862番地が自宅になっております。この自宅に隣接する農地で野菜を作付けされております。[redacted]

	[redacted]さんは広島市内の[redacted]をされておりますが、定年後の経営規模拡大のため譲り受けたいとのことでした。[redacted]さんはこれまで13年の農作業経験があり、年間150日従事され、図面3ページの885、867番2で野菜を作付けされております。867番1には桜が植えられています。農作業に必要な耕運機と草刈機も所有されており、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第3条第2項には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第1号について審議に入ります。議案第1号について、質疑ありませんか。 （全員質疑なし） 質疑なしと認めます。 それでは、議案第1号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でありますので、議案第1号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第2号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第2号の説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は406㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は2,704㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字堂ノ沖、地番が5183番1、地目が畑、面積が406㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて、私から説明をさせていただきます。議案書は4ページ、図面が5、6ページと合わせて現地写真を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。申請地は加計中学校の真裏に位置しています。航空写真で見ていただくように体育館の上になります。1月18日に佐々木推進委員と2名で現地調査、1月25日に申請者の[redacted]さんに聞き取り調査を行いました。譲受人の[redacted]さんは譲渡人の[redacted]さんと親戚で、[redacted]さんは遠方に住んでおり管理ができないということです。譲受人の[redacted]さんは図面でいきますと右下の方の角に家がありますが、これが自宅になります。自宅近くに申請地があるという状態です。譲受人の[redacted]さんは農機具も所有され、農作業にも従事されております。今後は、現在の写真では防草シートを張っておりますが、これを一部はぐりながらブルーベリー等果樹を植えたいということでございました。周辺農地に利用に影響もなく、農地法第3条2項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	それでは、議案第 2 号について、審議に入ります。議案第 2 号について質疑はありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第 2 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 3 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 3 号の説明をいたします。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は 1,351 ㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は 0 ㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字鮎ヶ平、地番が 5575 番 1、5584 番 1、5596 番、5636 番 6、地目が畑、合計面積が 1,308 ㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて、私から説明をさせていただきます。議案書は 7 ページ、図面 8、9、10 ページと現地写真を添付しております。申請地は、鮎ヶ平の太田川ライスセンター下流 2 ㎞に位置しております。1 月 18 日に佐々木推進委員と 2 名で現地調査、1 月 25 日に手続きを委任されている[redacted]さんに聞き取り調査を行いました。写真を見ていただきますと下の写真は鮎ヶ平に渡る橋のちょうど渡りつきにあるのですが、これは 1 a もなく非常に狭い面積で、ここについては果樹を植えていくそうです。もう一点上の部分ですが、雪があったのですがどの畑も木が生えているような状態ではないので、畑としての耕作は可能な状況にあると確認しております。農機具も所有されており、周辺の農地利用に影響もありません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。また、こちらについてですが、申請地をきちんと管理してもらうための付帯意見を付けて許可をした方がよいと思うのですが、そこも踏まえて審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 3 号について、審議に入ります。議案第 3 号について質疑はありませんか。付帯意見を付けて許可ということでよろしいでしょうか。 （全員質疑なし）

議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について付帯意見を付けることで申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第 3 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 4 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 4 号の説明をいたします。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は 711 ㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は 4,046 ㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字上殿、字寺田、地番が 2295 番、2296 番 1、地目が田、合計面積が 711 ㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 8 番委員から説明をお願いします。
8 番委員	議案書 11 ページをご覧ください。図面は 12、13 ページです。1 月 21 日に譲受人である[redacted]さん立ち会いの下、現地確認及び聞き取りした結果に基づき事案説明をいたします。申請地は、認定こども園とごうちから東に約 500mの距離に位置しております。譲渡人の[redacted]さんは遠方にお住まいで、譲受人の[redacted]さんとはご親戚関係にあられるということですが、耕作困難なため、[redacted]さんへの所有権移転申請が提出されております。当該地においては、これまでも[redacted]さんが管理を任されており、現在は隣接する農地において耕作もされております。引き続き水稲を継続されるということで、今後はこちらの当該地も合わせて耕作をされるとのことでした。なお、農機具等も所有されております。周辺農地に影響はなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 4 号について、審議に入ります。議案第 4 号について質疑はありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	挙手多数でありますので、議案第4号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第5号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第5号の説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は1,167㎡です。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さん、耕作面積は4,046㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字上殿、字寺田、地番が2297番1、地目が田、面積195㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて8番委員から説明をお願いします。
8番委員	議案書14ページをご覧ください。図面は15、16ページです。1月21日に譲受人である[redacted]さん立ち会いのもと、現地確認及び聞き取りした結果に基づき、事案説明をいたします。議案第4号と同様、申請地は認定こども園とごうちから東に約500mの距離に位置しております。譲渡人の[redacted]さんは遠方にお住まいで耕作困難なため、親戚に当たられる[redacted]さんへの所有権移転申請が提出されております。当該地においては、これまでも[redacted]さんが管理を任されており、現在は隣接する農地において耕作もされております。議案第4号と同様、今後も合わせて耕作をされるということでした。農機具なども所有されております。周辺の農地に影響はなく、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第5号について、審議に入ります。議案第5号について質疑はありませんか。 （全員質疑なし） 質疑なしと認めます。 それでは、議案第5号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でありますので、議案第5号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第6号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第6号の説明をいたします。農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請者、住所は[redacted]、

	氏名が[redacted]さんです。申請地は大字上筒賀、字向坂原、地番が498番3、地目が畑、面積が54㎡です。転用目的としましては墓地にするためとなっております。以上です。
議長	続いて1番委員より説明をお願いいたします。
1番委員	はい、議案第6号の説明をします。議案書の17ページをご覧ください。図面は18、19ページです。1月22日、申請者の[redacted]さんへ電話による聞き取りと現地確認をしました結果について事案説明いたします。本事案は申請者の[redacted]さんによります、墓地への転用事案です。申請地は坂原コミュニティセンターから東南へ約100メートルに位置しております。[redacted]さんは相続登記の際に農地の一部に墓地があり現況項目と相違するため、分筆登記を行い、墓地の経営許可申請と並行して農地転用申請をされております。無断転用の始末書も提出済みで、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第6号について、審議に入ります。議案第6号について質疑はありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第6号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でありますので、議案第6号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第7号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい。議案第7号について説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字二階ノ前、地番が3799番19、地目が畑、面積が116㎡です。転用目的としましては住宅を建築するためとなっております。以上です。
議長	続いて私より説明します。議案書20ページ、図面21、22ページ及び現地写真をご覧ください。申請地は加計高校裏に位置し、1月19日に現地調査、28日に譲受人の[redacted]さんに委任を受けている[redacted]さんへ電話での聞取り調査を行いました。[redacted]さんは[redacted]のオーナーさんです。現在市内から通勤

	されています。申請地は広く空き地となっており、この地に新しく住宅を新築し移住される計画です。建設予定地の一部に農地があり、今回の 5 条申請となったものです。本年 6 月着手予定とのことです。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。写真を見ていただきますように、農地は赤線の囲ったところです。宅地の建設予定地は白線の位置にあって、その一部に農地が入っているということでございます。以上、よろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 7 号について、審議に入ります。議案第 7 号について質疑はありませんか。 （全員質疑なし） 質疑なしと認めます。 それでは、議案第 7 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でありますので、議案第 7 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 8 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 8 号について説明いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字鮎ヶ平、地番が 5589 番 6、地目が畑、面積が 43 ㎡です。転用目的としましては庭にするためとなっております。以上です。
議長	続いて私から説明させていただきます。議案書 23 ページ、図面 24、25 ページ及び現地写真をご覧ください。これは議案 3 号と同じく、申請地は太田川ライスセンター下流 2 キロに位置しております。1 月 18 日に佐々木推進委員と 2 名で現地調査、1 月 25 日に手続きを委任されている[redacted]さんに聞き取り調査を行いました。申請は写真を見ていただいて、家の上流側に赤く囲ったところですが、この辺りに電柱も立っておりますし、そういうことで庭として利用するということでした。この農地については農地としての利用は不可能であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。なお、既に転用されており始末書が提出されております。
議長	それでは、議案第 8 号について、審議に入ります。議案第 8 号について質疑

	はありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 8 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第 8 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 9 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 9 号について説明いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。譲受人の住所は[redacted]、氏名が[redacted]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字土居、字下土居、地番が 670 番 10、670 番 11、670 番 12、670 番 13、670 番 14、670 番 17、670 番 56、670 番 57、670 番 58、670 番 59、670 番 60、670 番 61、670 番 62、670 番 63、670 番 64、670 番 65、地目が田と畑、合計面積が 4,635 ㎡です。転用目的としましては資材置場、駐車場にするためとなっております。以上です。
議長	続いて 9 番委員から説明をお願いします。
9 番委員	はい、議案書 26 ページをご覧ください。図面は 27、28 ページです。1 月 20 日、問合せ先の[redacted]行政書士と電話による聞き取り後に現地確認をした結果について事案説明いたします。本事案は譲受人の[redacted]さんによります、売買による所有権移転事案です。この度、申請地を譲渡人[redacted]さんより譲り受け、資材置き場、駐車場に転用しようとするものです。申請地は千風苑に隣接しております。申請地は平和 20 年 7 月に一時転用許可を受け、仮設事務所、土砂仮置き場兼駐車場及び資材置き場として利用されておりましたが、この度売買契約が成立したので引き続き駐車場、資材置き場、土砂置き場として利用するとのことでした。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。なお、平成 20 年 9 月 18 日の農地法第 5 条一時転用の規定による許可条件として、工事は許可の日から 3 年以内に完了することの条件を完了しておらず、始末書が提出されております。
議長	それでは、議案第 9 号について、審議に入ります。議案第 9 号について質疑はありませんか。

	（全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 9 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第 9 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 10 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号の説明をさせていただきます。議案書は 29 ページと資料 1 をご覧ください。この案件は、安芸太田町長より安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。安芸太田農業振興地域整備計画は前回整備計画の見直しを行った平成 19 年から概ね 17 年が経過したことから、農業振興地域の整備に関する法律の規定により基礎調査を実施し、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模などの現況及び将来の見通しを基に見直すとともに、経済情勢の変動その他情勢を考慮した内容に見直しを図るものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、及び同施行令第 3 条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。具体的な変更内容についてですが、8 ページをご覧ください。今回は除外申出されたものはなく、基礎調査を行った内容について計画を全体的に見直しました。2 の農振区分判定方法に記載しておりますとおり①市町村合併に伴う地域整備計画編成時に、旧加計町部分については農振除外地、旧筒賀村、旧戸河内町については農振農用地管理となっていたため、今回の基礎調査にて全ての地域を農振農用地管理としました。②登記地目がすでに宅地、雑種地、山林等になっているものについては除外しました。③分筆等によって地番が変更されているものについて、現存している地番に変更しました。④中山間地域等直接支払交付金事業など、補助事業対象地については農用地としました。⑤道路整備事業や水路整備事業等に伴う分筆により、公衆用道路又は雑種地とされた土地については農用地から除外しました。⑥本計画の農用地面積は、経済事情の変動を考慮して行う編入及び除外面積の加除によって管理をしてきましたが、経年管理により誤差が生じてきています。そのため、指定地番を基に、農地台帳及び課税台帳に登録されている登記面積にて再集計を行い、現計画にて管理する農用地面積との誤差の解消を行いました。面積としては農地が 215.8ha 減少、採草放牧地は 2.7ha 減少、混牧林地は 0.1ha 減少、農業用施設用地は 3.8ha 減少、合計 222.4ha 減少となります。実際の整備計画書案は 9 ページから添付しております。26 ページからは農業振興地域とする地番の一覧となっております。87 ページには地図も添付しております。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 10 号について、審議に入ります。議案第 10 号について質疑はありませんか。

	（全員質疑なし）
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第10号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長	挙手多数でありますので、議案第10号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第11号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第11号の説明をさせていただきます。議案と一緒に送付させていただいた安芸太田町独自小規模出荷者農業者認定申請書をご覧ください。今回は[redacted]さんからの申請です。申請モデルはⅡ型。農地については水稲とともに祇園坊柿で74.5aを耕作されています。就農形態については、生産規模や新分野の拡大、親族の農業継承を含むとされています。農業計画の概要や意欲についてですが、水稲はJAへ、柿はつなみ和の里を主とし出荷、販売されておられます。将来的には娘さんご夫婦が継承され、柿については栽培本数を増やして事業継承をしていきたいとのことです。2ページ目をご覧ください。生産計画ですが、柿の栽培面積を3a増やし、2トン増の計画となっています。目標収入は2,007,000円となっています。また、出荷販売額の水稲割合ですが、20%には満たないため問題ないかと思われます。3ページの所有する農機具等についてですが、主たる農機具はお持ちでありますので、早急に購入されたいというより、事前に認定を受けておきたいというご意向でした。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第11号について審議に入ります。議案第11号について、質疑ありませんか。しばらく休憩します。
	（休憩）
議長	休憩を廃し、会議を再開します。 事務局より結果報告をお願いします。
事務局	審査判定の方が平均78.4点でした。得点60点以上でしたので認定となります。以上です。
議長	それでは、議案第11号は申請のとおり採択いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が1点ございます。農地法第3条の3の規定による届出書が2件出ております。資料番号は2、1から4ページをご覧ください。安芸太田町の

	[redacted]さんと[redacted]さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。報告事項は以上です。
議長	報告事項について質疑ありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和７年第１回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。（15：00）
	以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議　　長 ６番委員 ７番委員